第千三百二十五号の誤り。後日官報正誤にて対応予定。

○国土交通省告示第千三百二十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第五項第一号の規定に基づき、建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月三十日

国土交通大臣　井林　辰憲

建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示

（建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ハ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三（略）	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号ロ(2)並びに第二号の表(三)の項、(四)の項及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。 一～三（略）

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第二条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　確認審査に関する指針 （略） 2　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イ又はロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。） 五　（略） 3～4　（略）	第一　確認審査に関する指針 （略） 2　（略） 一～三　（略） 四　申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。 イ　法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合するものとする建築物、建築設備又は工作物　認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。） 五　（略） 3～4　（略）

（申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件の一部改正）

第三条　申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を明示した図書とする。 一　令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合する場合　次のイからハに掲げる事項 イ　主要構造部、天井、防火設備その他の建築物の部分に関する荷重（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分並びに建築設備に関する荷重を除く。） ロ　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重 二　令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定に適合する場合　次のイからロに掲げる事項 イ　前号ロに掲げる事項 ロ　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造	建築基準法施行規則第一条の三第五項第一号に規定する申請に係る建築物が認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類は、次に掲げる事項を明示した図書とする。 一　昇降機、貯水タンクその他大規模な建築設備に関する荷重 二　防火区画を形成する昇降機の昇降路の部分（当該昇降路の乗降のための乗降ロビーを含む。）の防火設備の構造

附　則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百八十四号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。